**注記（一般会計財務諸表）**

**１．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの



（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

| 項目 | 訴訟内容 |
| --- | --- |
| 損害賠償請求事件 | ①　原告は、刑事裁判で有罪判決を受け服役中でしたが、再審で無罪判決が言い渡された者です。原告は有罪判決を受け服役することとなり精神的苦痛を被った等として、平成２８年１２月２０日に大阪府ほか１名に対して、連帯して総額１億４,５９７万５,００６円の支払いを求め提訴したものです。  ②　原告らは、傷害致死事件で逮捕及び起訴されましたが、控訴審で暴行罪についてのみ有罪判決が言い渡された者です。原告らは不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、平成３０年9月５日に大阪府ほか２名に対して、連帯して総額１億円の支払いを求め提訴したものです。  ③　原告らは、条例違反事件で逮捕されましたが、不起訴処分となった者及びその者が代表の法人です。原告らは、そもそも条例には違反していないにもかかわらず、逮捕されたことで精神的苦痛を被った等として、令和２年６月２８日に大阪府に対して、１億１,０００万円の支払いを求め提訴したものです。  ④　原告は、刑事裁判で有罪判決を受けましたが、上告審で破棄差し戻しされ無罪判決が言い渡された者です。原告は無罪判決を受けるまでの間、不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、令和２年９月２日に大阪府ほか１名に対して、連帯して総額１億２,３９９万６,７３３円の支払いを求め提訴したものです。 |
|  |

**２．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況



（２）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの





（３）繰越事業に係る将来の支出予定額

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 繰越明許費 | 百万円  232,540 |
| 事故繰越 | 75 |

　　主なもの

繰越明許費：大阪府営業時間短縮協力金支給事業費139,675百万円、

生活福祉資金貸付事業費26,068百万円、営業時間短縮協力金支給事業費負担金 16,493百万円

　　　 事故繰越：観光トイレ整備事業費51百万円

（４）一時借入金の実績額等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月別 | | 借入現在高 |
| 令和2年  令和３年 | ４月末現在  ５月末現在  ６月末現在  ７月末現在  ８月末現在  ９月末現在  10月末現在  11月末現在  12月末現在  １月末現在  ２月末現在  ３月末現在 | 百万円  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0 |

（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

○　大阪府の新公会計制度における地方債残高については、毎年度の元金償還相当額を公債管理特別会計に移し替えて表示するなど、各会計別の実残高とは異なっています。なお、本会計の実残高は5,404,232百万円です。詳しくは、公債管理特別会計の注記「地方債残高及び減債基金の表示」をご覧ください。

○　財政運営基本条例第20条の規定に基づき、元年度決算剰余金について、その1/2を減債基金に、残余を財政調整基金に編入しています。